

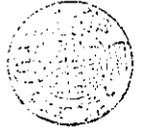
平成14年5月15日

金融庁長官
森 昭治 殿

都民信用組合
金融整理管財人 今井 健之



金融整理管財人 江守 英雄



「業務及び財産の状況等に関する報告」及び
「経営に関する計画」の提出について

当組合の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。さて、預金保険法第80条の規程に基づき、標記について別紙の書類を提出いたします。

以上

目 次

	頁
I. 業務及び財産の状況等に関する報告	
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
2) 経営破綻に至った経緯	1
3) 破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
1) 資本の状況	2
2) 自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	3
(1) 与信業務	3
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	4
1) 投資有価証券	4
2) 商品有価証券	4
(4) 固定資産の状況	4
(5) 不良債権の状況	5
(6) 関連会社の状況	6
3. 事業譲渡等の見込みについて	6
(1) 基本方針	6
1) 早期譲渡	6
2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
3) 経費の削減	6
4) 地域金融機能の維持	6
5) 内部管理体制の整備	6
6) 責任追及体制の整備	6
(2) 具体的施策	7
(3) 事業譲渡の見込み	7

	頁
Ⅱ. 経営に関する計画	
1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	7
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	7
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持	7
(3) 公的費用の極小化	7
(4) 地域経済への配慮	7
(5) 内部管理体制の確立	8
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	8
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	8
(1) 基本運営方針	8
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置	8
(3) 個別業務運営方針	9
1) 与信業務運営方針	9
2) 資金調達業務運営方針	10
3) 投資業務運営方針	10
4) 経費運営方針	10
5) その他の業務運営方針	10
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	10
(1) 経営責任の明確化	10
1) 旧経営陣の辞任等	10
2) 役員退職慰労金	10
(2) 経費の削減	11
1) 人員及び人件費の削減	11
2) 物件費の削減	11
(3) 店舗統廃合	11
(4) 保有資産の処分	11
(5) 内部管理体制の整備	11
(6) 関連会社の整理	12
(7) 不良債権の回収強化	12
4. 法令等の遵守	12
5. 預金保険法第83条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等	12

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成13年12月21日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年12月21日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、これにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和27年12月23日、東京都荒川区、台東区等に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域については、東京都一円（ただし、島嶼を除く。）、埼玉県三郷市、八潮市及び草加市とし、店舗は荒川区に本店、その他支店17店舗で営業しております。営業体制は主として訪問、集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

その間、当組合は、平成2年4月向島信用組合を吸収合併、平成10年12月豊栄信用組合、平成11年11月台東・総武両信用組合および平成12年5月足立総合信用組合の4組合を事業譲受しました。

2) 経営破綻に至った経緯

① 当組合は、協同組織金融機関として、組合員への資金提供を目的として業容拡大を図ってまいりましたが、諸物価の下落状況、消費の低迷による融資の伸び悩みだけでなく、長期景気の低迷等により、主要取引先業態である不動産、中小製造業を中心に経営の悪化する取引先が続出して貸出金の不良化が進み、償却・引当額の増加により、平成13年3月期決算において、大幅な赤字となりました。

② 平成12年3月末を基準として実施されました金融検査の結果（平成13年5月通知）を踏まえ、平成13年9月末を基準日として自己査定したところ、内部牽制機能の形骸化から、有価証券運用失敗による評価損が7,820百万円（連結ベース7,827百万円）見込まれるだけでなく、償却引当についても、6,867百万円（連結ベース6,865百万円）が必要となることから債務超過となるなど、預金者をはじめ取引先の信頼を維持することは困難であるとの判断に基づき、自主再建を断念し破綻公表するに至りました。

3) 破綻に至った要因

- ① 当組合は、前述のとおり、収益確保を目的として有価証券運用に重点を置くこととして、平成11年3月に資金運用、資産活用のための収益部を設置しました。収益部では、投資信託等有価証券運用において、外国証券への仕組債券等への発注が中心となっていました。リスク管理に対する認識・理解の不足から理事会等における検討が充分行われていないなど、内部牽制機能が果たされなかった結果、多額の含み損を抱えることになりました。
- ② 当組合では、融資先に対する評価が主観的であったため、債務者の実態把握が充分行われないなど融資審査管理が不十分な状態でありました。その結果、資産の自己査定への認識・経験不足から、償却・引当額は、金融検査当局が算定したものと比べ大幅に不足しており、平成12年度決算以降債務超過が顕在化、破綻に至ったものであります。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

1) 資本の状況

当信用組合は、平成12年3月期決算を6月20日に発表後、平成12年3月31日を基準日として、平成12年10月18日を検査実施日とした関東財務局による検査の趣旨を踏まえ、平成13年3月期の決算において、償却引当額を多額に計上した結果、自己資本比率は単体ベースで4.69%、連結ベースで4.61%（以下（ ）内は連結ベースの数字）から3.49%（3.52%）へと大幅に低下することになりました。

また、平成13年5月16日関東財務局より検査結果の通知がなされ、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第24条第1項及び中小企業等協同組合法第105条の4第1項に基づく報告が求められ、5月30日に改善状況等の報告書を提出いたしました。

2) 自己資本回復の断念

当組合は、平成13年3月期決算で、自己資本比率が3.49%（3.52%）となったことにより、平成13年5月31日関東財務局より、協同組合による金融事業に関する法律第6

条第1項において準用する銀行法第26条第1項に基づく「早期是正措置（第1区分）」の命令を受け、平成13年6月13日関東財務局に自己資本充実策を織り込んだ経営改善計画書を提出いたしました。

その後、株価等の低迷により有価証券評価損の拡大が見込まれたことなどから、13年度より導入された会計制度の変更（有価証券にかかる時価会計の導入）を踏まえ、平成13年9月末基準で自己査定を行った結果、債務者の業況悪化等により新たに1,086百万円（1,084百万円）の償却・引当金が必要となり、また有価証券の減損処理等を行うと、7,826百万円（7,833百万円）の債務超過となり、自己資本比率は△12.49%（△12.49%）へ大幅に低下することになりました。

この様な状況を踏まえ、自己資本の充実策を検討しましたが、現下の厳しい経営環境のなか、その見通しが立たず、自力再建は不可能との判断に基づき、平成13年12月21日、預金保険法第74条第5項に基づく申し出を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である都下一円の製造業、不動産業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移>店舗数：18店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均(参考) (13年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
貸出金残高	82,872	100.0	85,932	100.0	85,506	100.0	82,782	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	40,886	49.3	42,830	49.8	43,285	50.6	42,037	50.7	29,059	67.7
うち個人	41,986	50.7	43,102	50.2	42,221	49.4	40,745	49.3	13,325	31.0
うちその他	0		0		0		0		543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>店舗数：18店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均(参考) (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	107,554	100.0	114,531	100.0	115,758	100.0	109,645	100.0	65,732	100.0
うち要求払性預金	14,422	13.4	17,417	15.2	18,921	16.3	21,378	19.5	—	—
うち定期性預金	93,133	86.6	97,114	84.8	96,837	83.7	88,266	80.5	—	—
(うち個人預金)	85,695	79.7	96,436	84.2	98,023	84.7	93,145	85.0	52,367	79.7
(うち法人預金)	13,414	12.5	14,773	12.9	14,360	12.4	13,691	12.5	11,118	16.9
(うちその他)	8,443	7.9	3,320	2.9	3,375	2.9	2,806	2.6	2,247	3.4

※ 「その他」には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、前記の通りの運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、新たな購入は一切なく、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	17,866	17,818	23,634	△7,879
国債・地方債	6,655	3,492	1,526	1
社債	2,776	2,039	615	△0
株式	251	411	10,127	△3,533
その他	8,182	11,875	11,365	△4,346
貸付有価証券	—	—	—	—

2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿 価 取得価格	簿 価 償却後
事業用 不動産	11	1,034	886	△148	23	2,043	960
所有 不動産	(9) 4	(466) 126	(192) 128	(278) 2	(6) 1	(508) 114	(480) 114
子会社	5	340	64	276	5	394	366

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下の通りとなっております。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合
破綻先債権	3,566	4.2	2,337	2.8	1,163	2.3
延滞債権	3,368	3.9	11,969	14.5	4,402	8.8
3カ月以上延滞債権	1,271	1.5	322	0.4	195	0.4
貸出条件緩和債権	3,220	3.8	1,317	1.6	2,239	4.5
合 計	11,425	13.4	15,945	19.3	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破綻更生債権等	7,426	8.6	3,310	6.2
危険債権	6,983	8.1	2,510	4.7
要管理債権	1,640	1.9	2,382	4.5
正常債権	70,376	81.4	44,815	84.6
合 計	86,425	100.0	53,020	100.0

(6) 関連会社の状況

関連会社については、事業譲渡するまでに清算する方針であります。

会社名	主な業務内容
(株)都信不動産	①不動産及び自動車、原動機付二輪車、事務機器等の賃貸並びに管理 ②消費者ローン等の相談及び取次 ③信用保証 ④経営相談 ⑤信用組合職員の福利厚生
(株)カナルコーポレーション	1. 都民信用組合の貸出金などに関わる競売不動産の取得並びに保有、所有、売却に関する業務で、 ①不動産の売買、所有、仲介、交換、宅地造成及び賃借並びに建築工事 ②不動産の管理及び利用 2. 不動産の売買、賃貸、清掃、管理並びにその仲介、斡旋

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

6) 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年3月1日付で、荒川信用金庫、日興信用金庫、西京信用金庫及び第一勧業信用組合と事業譲渡契約を締結いたしました。

今後は、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

II. 経営に関する計画

1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

預金保険法第80条に基づく計画作成の命令により、「経営に関する計画」の基本方針を定めます。

(1) 円滑な事業譲渡の早期実施

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効果的に行うことにより、金融機能の維持に努めるとともに当組合の事業価値の劣化防止及び預金の流出防止に努め、可及的かつ速やかに事業譲渡を実施いたします。

(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

事業譲渡を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、金融仲介機能を維持するとともに、優良な顧客基盤を維持することにより、金融機関としての信用力の回復に努めます。

(3) 公的費用の極小化

預金保険法の趣旨及び銀行法第26条の業務改善命令の趣旨を踏まえ、これらに定められた措置を適切に遵守しながら当組合の資産価値の劣化を防止し、また、適切な資産処分や経費の削減を行うことにより、公的費用の極小化を図ります。

(4) 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に押さえ、

円滑な業務運営を行います。

(5) 内部管理体制の確立

受皿金融機関への円滑な事業譲渡を図るため、法令規則及び業務改善命令等の措置遵守を組合内に周知徹底させ、事務の厳正化、事務改善及び相互牽制の徹底等新たな内部管理体制を確立いたします。

(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等

当組合が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った原因を明確にするため、預金保険法第83条の趣旨に基づき内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

(1) 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営については、金融システムの維持、善意かつ健全な借り手の保護という預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努めます。

優良な顧客基盤の維持など事業価値の劣化防止のための施策を適時適切に実施し、当組合に対する信頼の回復に努め、可及的かつ速やかに円滑な事業譲渡を行うことを目指します。

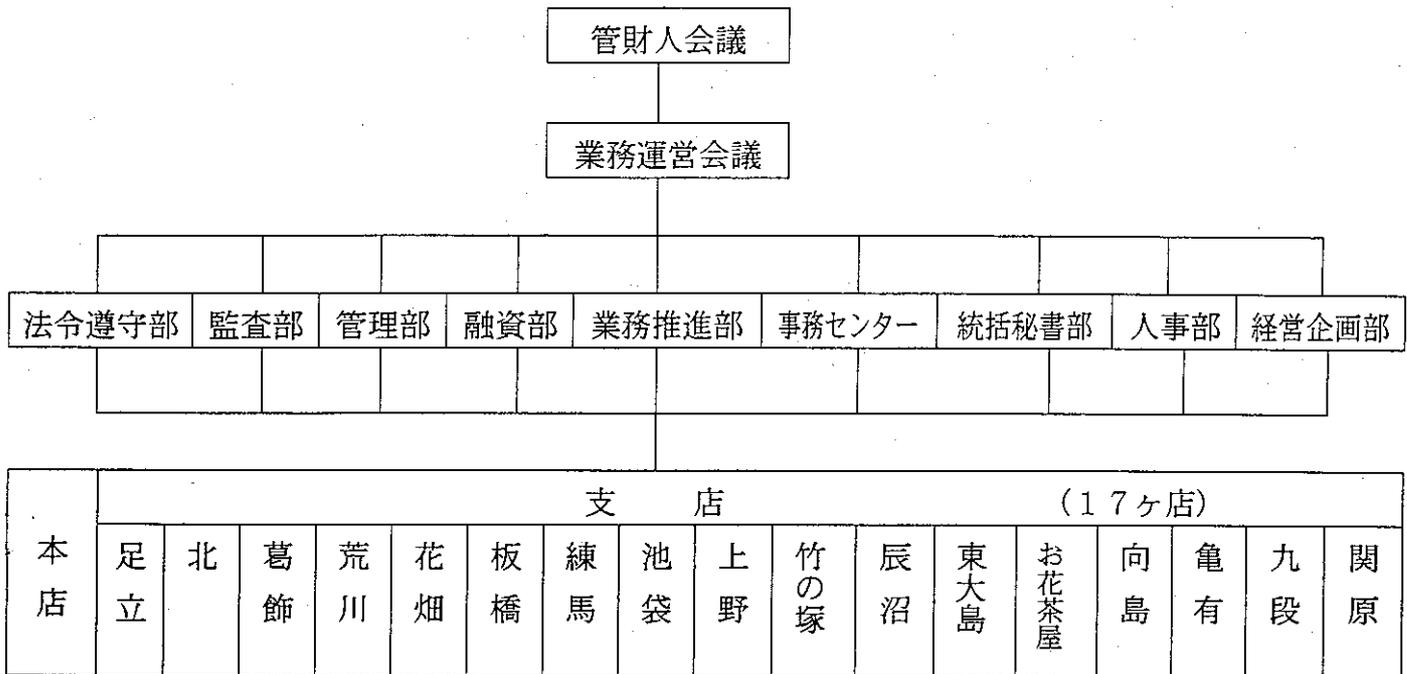
具体的な業務については、上記方針の下、明確で透明度の高い業務運営に努めます。

(2) 管財人会議・業務運営会議の設置

当組合の最高意思決定機関として、金融整理管財人により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うことといたしました。また、金融整理管財人、金融整理管財人補佐人と当組合役職員との間で十分な審議を行うとともに、意思疎通を図り業務運営の透明性を確保するため「業務運営会議」を設置いたしました。

「業務運営会議」では、重要な業務運営案件等の審議を行うとともに、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

【組織図】



(3) 個別業務運営方針

1) 与信業務運営方針

与信業務については、預金保険法の趣旨に基づき、金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めます。

具体的な与信方針は以下の通りです。

① 債務者区分別対応方針

- ・「正常先」については、債務者の実態、企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し、資金需要に応じていきます
- ・「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分審査し適切に対応いたします。
- ・「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」については、原則、与信は行いません。

なお、「純新規先」についても、原則、与信は行いません。

② 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

③ 与信残高上限

- ・「正常先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものとしたします。
- ・「要注意先」は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものとい

たします。

④ 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性並びに収益性等に十分留意し、適切な運営を行います。

2) 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当組合に対する信用の回復に努めます。

また、日々の資金繰りを的確に把握し、全国信用協同組合連合会等の関係先と綿密に連絡を取りながら、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、信用秩序維持のために万全の対応を行います。

調達金利、期間等については、市場動向・他行動向及び地域性を十分考慮し、適切に運営いたします。

3) 投資業務運営方針

投資業務については、預金の流出に備えるため、保有する有価証券の逐次処分を進めており、今後も新たな投資は行いません。

4) 経費運営方針

経費については、業務上必要不可欠なものに限定した運営をいたします。

5) その他の業務運営方針

公金取扱、内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持並びに取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策

(1) 経営責任の明確化

1) 旧経営陣の辞任等

「管理を命ずる処分」を受け、平成13年12月21日に理事長が辞任いたしました。その他の役員は、辞任届の提出を受け、職員兼務の役員については、職員として勤務しております。

役員報酬については、一切支払わない方針です。

2) 役員退職慰労金

上記の理事長及び常務理事の辞任に伴う役員退職慰労金については、一切支給していません。その他の現役員についても、今後辞任に際しては支給しない方針です。

(2) 経費の削減

1) 人員及び人件費の削減

当組合の平成13年3月末の常勤役職員は220名であり、前年度末より12名減少しております。

現在の常勤役職員は、破綻公表(平成13年12月21日)後、退職者があったことから、188名で、13年3月末の約15%にあたる32名の削減となっておりますが、かなり少ない人員で営業している状況にあります。今後、事業譲渡日まで現行の体制を維持することを基本としつつ、更なる効率化に努めていきます。

また、人件費につきましては、原則として総体人件費が増加しないよう、管理していきます。

2) 物件費の削減

業務運営に必要不可欠なものに限定して、経費の削減に努めます。

〈人件費・物件費推移と削減目標〉

(単位:百万円、%)

	ピーク	10年3月期 (実績)	11年3月期 (実績)	12年3月期 (実績)	13年3月期 (実績)	14年3月期 (見込)	ピーク比
人件費	(10/3期)	1,573	1,485	1,415	1,346	1,180	△25.0
物件費	(11/3期)	874	889	871	836	936	105.3
合計	(10/3期)	2,447	2,374	2,286	2,182	2,116	△13.5

※ 14年3月期の「物件費」の増加要因は、支店の土地建物が自己所有から賃貸へ変わったため、賃借料146百万円が増加したことによるもの。

(3) 店舗統廃合

店舗統廃合につきましては、効率的な店舗運営の観点から見直しが必要となる可能性もありますが、現時点では顧客の利便性を低下させないよう、現行の18店舗体制で運営していく考えでおります。

(4) 保有資産の処分

当組合が保有する資産につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、適正な価格で処分してまいります。

(5) 内部管理体制の整備

業務全般にわたり、各担当者の責任分担の明確化や相互牽制機能の徹底を図ります。

具体的には、金融整理管財人、補佐人をバックオフィスとして、適正な業務がなされている

かどうかを帳簿書類等に基づき日々チェックを行うほか、月1度の現物等に関わる定例検査を監査部長と金融整理管財人補佐人が協調して行うこととします。さらに、必要に応じて機動的な検査も実施していくこととします。

(6) 関連会社の整理

当組合に、関連会社として「株式会社都信不動産」と「株式会社シグナルコーポレーション」の2社がありますが、事業譲渡するまでに清算いたします。

(7) 不良債権の回収強化

事業譲渡にかかる費用の極小化、資産劣化防止を図るため、不良債権の的確な管理及び可能な限り回収を行います。

具体的には、各店舗において「要管理先」および「破綻懸念先」の改善（延滞解消、回収促進）に取り組み、その進捗状況を毎月本部管理部に報告していますが、これを更に徹底推進し、管理・回収に努めます。

4. 法令等の遵守

中小企業等協同組合法、その他関係法令を遵守し、預金保険法の趣旨及び銀行法の業務改善命令の趣旨に則り、また、被管理金融機関としての立場を逸脱することなく、的確な業務運営を行うことを組合内に徹底してまいります。万が一、法令、命令、諸規則に違反する行為や業務上の事故等が発生した場合は、厳正な処分を行います。

5. 預金保険法第83条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

預金保険法第83条による民事上、刑事上の責任追及については、弁護士である金融整理管財人が主担となって調査を進めており、民事提訴や刑事告発などの責任追及を具体的に行うにあたっては、更に公認会計士や他の弁護士の協力を求めて遂行していきます。

以上